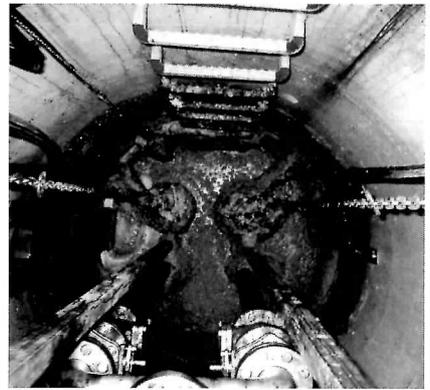
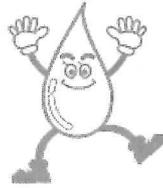


下水道使用上の注意事項

「少しくらいなら」と軽い気持ちで流したものが下水道管を詰まらせて、悪臭が発生したり、道路や宅地内に汚水が逆流したりすることがあります。下水道をご利用いただいている皆様には次の注意事項を守っていただけるようにご理解とご協力をお願いします。

右の写真は、マンホール内の送水ポンプに付着した脂分です。



1. 鉱油(灯油など)や動植物油(天ぷら油など)の油脂類は流さないでください。

鉱油は、下水処理場の処理能力を低下させます。また動植物油を流すと、家庭の配水管だけでなく下水道本管も詰まらせることになります。



2. ゴミ異物を流し込まないようにしてください。

野菜くず、布切れ、生理用品、紙おむつ、毛髪、砂、石などが流しやトイレから下水道に流れ込むと、管路のつまりやポンプの故障の原因になります。

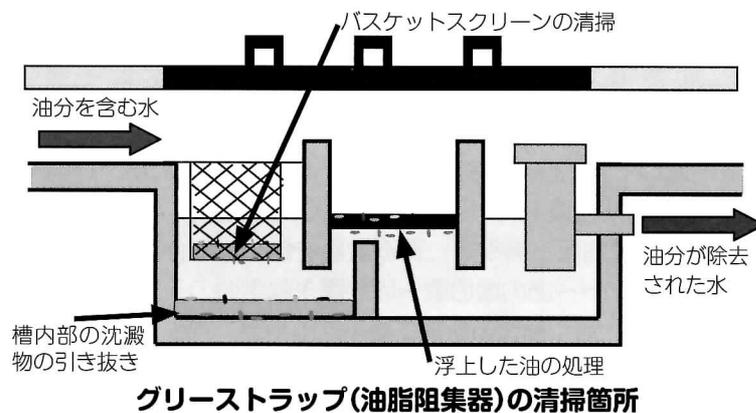


3. 雨水を流入させないでください。

雨水が汚水管の中に入るとマンホールから吹き出したり、下水処理場では処理能力を超えた水量が入ってきて支障をきたしたりするので、雨水は敷地内で処理するか、道路側溝などに流してください。

4. 飲食店などは、グリーストラップ(油脂阻集器)を定期的に点検してください。

排水に含まれる「油脂分、ラードなど」を取り除くためのグリーストラップの維持管理(主には清掃)を怠ったために、油脂分が流れ出してしまい、下水道管などで冷やされて固まり、下水道のつまりの原因となることがあります。また、清掃をしている場合でも、メーカーの清掃周期とは異なった周期で清掃を行うなど適切な管理を行わないと油が流出することがあります。グリーストラップを設置している方々は、清掃をこまめに行って、下水道管などを閉塞させないようにしてください。



浄化槽を設置している皆様へ

10月1日(水)は『浄化槽』の日です。

各家庭・工場などから排出される汚水の処理は、下水道または浄化槽による方法があります。浄化槽による処理方法は、トイレのみを処理する「単独処理浄化槽」と、トイレ・台所・風呂場・洗面所など全ての家庭排水を処理する「合併処理浄化槽」の2種類があります。

いずれの方法においても、浄化槽設置者(管理者)には浄化槽法の規定により、**保守点検・清掃・法定検査を行い、適正な浄化槽の維持管理が義務付けられています。**適正な維持管理が行われないと、悪臭や地域の環境悪化を招くとともに、浄化槽法の規定により過料が科せられることがあります。今一度、各家庭で浄化槽の維持管理の状況を確認してください。